

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 1 | 区立特別養護老人ホーム運営改善検討会等設置要綱の廃棄について | 部課名 | |
|--|--------------------------------|---|------------|
| | | 経営管理部総務課 | 保健福祉部高齢事業課 |
| 監査の結果 | | 措置状況 | |
| <p>要綱には、適用期間（完結の日が、特定できない場合は、適用開始と目的を具体的に記載し、その完結の日とする旨等）を明記し、要綱の目的完結により廃案となる場合は、廃案決定の稟議、廃案文書にその旨の明記等の証拠を作成すべきである。さらに、本要綱の現在の取り扱いを担当部局で今回調査するための時間等から考えるに、年度を経て区の組織替え等が実施された場合、当該要綱の統括は、どの担当かを明らかにするよう文書管理規程に基づき文書管理を徹底されたい。</p> | | <p>要綱の管理は、文書管理規定第 6 条により、当該事業を所管する課となっている。本要綱の制定にあたっては、文書管理規程第 17 条に基づき、目的や適用期間等を具体的に明記した起案文書により決定することになっている。当然、当該要綱にも目的や適用期間等を具体的に明記することとなっている。</p> <p>要綱の条項に変更がある場合も、起案文書により改正理由等が明記されて決定されることになっている。なお、組織改正があった場合は、事務を引き継ぎ所管する課に適切に移管されることになっている。</p> <p>要綱の廃止についても、当該事業の所管課が廃止の理由等を明記のうえ、起案決定することになっている。廃止後の文書廃棄についても、文書管理規程第 44 条に基づき所管課が定めた期間を保存し、保存期間満了により廃棄することとなっている。</p> <p>以上のとおり、要綱を含め文書の管理については、文書管理規定に定められているが、今回の結果を受け、改めて文書管理を徹底したところである。</p> <p>なお、条例や規則のように文書主管課が、全ての要綱を管理するシステムとはなっていないため、所管課による管理とは別に文書所管課が一括管理するためのシステム化についても、検討を開始したところである。</p> | |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| | |
|---|---|
| <p>また、本要綱第 1 条から第 6 条の内容からは、介護保険制度の導入時の区立特別養護老人ホーム等の執行体制と施設運営の検討についての結果報告のみで完了するとは、読みきれない。</p> <p>担当部局担当課で、改善運営の検討は、当該改善報告書の改善案に特定しているものではなく、実際、具体的に改善報告書の中に、改善スケジュールに実施時期を 11 年度から 13 年度に亘る実施内容が記載され、取り組みを進言していることから、改善状況とともに改善報告書の内容をフォローするためにも本要綱の機能は、必要と思われる。</p> | <p>今後の改善のために本要綱の改定を行い、担当部局として、未改善部分のフォローをしていく。</p> <p>(平成 19 年度中)</p> |
|---|---|

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 4 | 委託金繰越金について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|------------|--|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>(1) 経営改善積立預金 (2)</p> <p>委託金剰余金の取扱いについて、大田区在宅介護支援センター運営事業委託契約書第 9 条では次のように規定している。</p> <p>「 1 乙 (I 園) は在宅介護支援センター委託料について契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、将来発生する支援センター関係経費の支出にあてるものとする。</p> <p>2 乙は、前項の剰余金について、乙の支援センターに係る会計の人件費引当金、修繕費引当金及び備品等購入費引当金として積み立てるものとする。」</p> <p>上記規定における「支援センター」とは、在宅介護支援センターと解する。在宅介護支援センターは老人福祉法に規定する事業であり、地域包括支援センターは介護保険法に規定する事業であり、在宅介護支援センター事業と地域包括支援センター事業とは法的に異なる事業であるため、上記規定の「支援センター」に地域包括支援センターが含まれるとは解することはできない。そのため、在宅介護支援センターの委託に伴い生じた繰越金は、そのまま、地域包括支援センターとしての将来の関係経費に充てることはできず、平成 17 年度末現在の在宅介護支援センターの委託金繰越金について、合理的な理由が存在しない限り、区は、返還処理をすべきであると考えます。</p> | | <p>区は、在宅介護支援センター運営委託契約で生じた剰余金を繰越して、地域包括支援センター運営事業経費に充てることを受託法人に説明してきたところであるが、平成 17 年度末の在宅介護支援センターの委託金繰越金については、返還処理を行うこととした。</p> <p>(平成 19 年度中)</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| | |
|---|---|
| <p>また、平成 18 年 3 月 1 日大田区役所本庁舎において開催された「平成 18 年度地域包括支援センター運営事業受託法人説明会」の席上、I 園より、在宅介護支援センターにおいて発生している委託金繰越金の取扱いについての質問が行われている。この質問に対する区からの「移行する」という回答の中に明確で詳細な委託金繰越金の取扱いに関する回答が行われているとは考えられず、在宅介護支援センターの委託金繰越金が、地域包括支援センターの運営経費に当てられると区が判断したことにつき、充分検討された上での結論であるとは言い難い。</p> <p>この点に関しては、在宅介護支援センターから地域包括支援センターに移行された他の委託先の法人等についても同様である。 十分検討の上、適切な処理をされたい。</p> | <p>大田区在宅介護支援センター運営事業委託契約第 9 条による剰余金の取扱いを、I 園と同様に全受託法人に剰余金の取扱いを確認したところ、11 か所の受託法人は剰余金がないことを確認した。</p> <p>1 か所(I 園)の受託法人については、剰余金を確認したので返還を求めることとする。 (平成 19 年度中)</p> |
| <p>(2) 退職金積立預金</p> <p>賃金の支払の確保等に関する法律第 5 条では、独立行政法人 福祉医療機構の解散等により、当法人が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度からの拠出金が給付されないこととなった場合の事業主の対応について、次のように規定している。</p> <p>「事業主(中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の厚生労働省令で定める事業主を除く。)は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として厚生労働省令で定める額について、第 3 条の厚生労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。」</p> <p>保全措置の義務を負う事業主から除かれる事</p> | <p>現時点において、独立行政法人福祉医療機構の解散の危機は乏しく、この積立金の必要性は見当たらない。従って、退職金積立預金について、区は I 園に返還させる手続きを取ることとする。 (平成 19 年度中)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>業主について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第 4 条では次のように規定している。</p> <p>「法第 5 条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げるいずれかの契約を締結した事業主 <ul style="list-style-type: none"> イ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約 ロ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）第 2 条第 7 項に規定する退職手当共済契約 <p>・・・(以下、省略)」</p> <p>独立行政法人 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）第 2 条第 7 項に規定する退職手当共済契約に該当する。</p> <p>そのため、独立行政法人 福祉医療機構の解散等により、当法人が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度からの拠出金が給付されないこととなった場合であっても、事業主は本来給付されるべき金額を補填する義務を負わないと考えられる。その上で、職員への手厚い福利厚生制度等を前提に I 園で補填するということであれば、それは法人独自の判断であり、そのための財源は委託金繰越金で賄われるべきものではない。また、現状、予算積算が行われておらず、区としても 3 年経過後において解散の危機は乏しいとする判断を行っている。このような状況から判断し、平成 13 年度からの 3 年間の予算措置は暫定的な措置であり、区の認識も積算当初と現状に大幅な乖離が見られる。そのため、平成 13 年度からの 3 年間に当該目的で予算措置された金額について、合理的な理由がない限り、区が I 園から返還処理させるべきであると考えられる。適切な対応をされたい。</p> | |
|--|--|

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO | 6 | 委託先法人の予算補正に係る区との協議等 | 部課名 |
|----|---|---|---|
| | | | 保健福祉部高齢事業課 |
| | | 監査の結果 | 措置状況 |
| | | <p>予算の補正を行うに当たっては、委託契約書第 10 条に基づき区との間で事前協議を行い、その後の理事会において補正予算案の承認を行い、承認された補正予算書を区へ提出する必要がある。これに対し、事前協議、補正予算書の提出等が行われていない事実を区が確認した時点において、I 園に対し管理運営委託契約書に基づく事務手続の遂行を要請しなければならず、そのための管理体制を構築しなければならない。また、予算額を超える支出が行われている事実を確認した場合も同様に、区としての対応方法等に係る管理体制を構築する必要がある。</p> | <p>I 園が予算を補正した場合は、平成 19 年度の年度協定書第 8 条第 4 号にある「当該事業に予算編成を行う場合」の事前協議事項を徹底させ、補正後の I 園の予算を的確に把握できる体制をつくる。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 8 | 指定管理者制度への移行について | 部課名 | |
|---|-----------------|--|--|
| | | 保健福祉部計画調整課 | |
| 監査の結果 | | 措置状況 | |
| <p>(2) 指定管理者の選考方法で公募としない理由は「推薦する基本的な考え方」の中で明らかにされており、「推薦する基本的な考え方」の確定により公募しないことが確定するものと考えられる。特別養護老人ホームの「推薦する基本的な考え方」に係る指定管理者選考会議での審議状況としては、議事録を閲覧する限り、【概況】(5)(8)のような状況であった。議事録の記載内容から判断し、特別養護老人ホーム等の「推薦する基本的な考え方」は、平成 17 年 8 月 25 日の第 2 回選考会議以降に確定したのと考えられる。</p> <p>しかし、特別養護老人ホームの候補団体への指定管理者選考における資料提出に係る説明会は、「推薦する基本的な考え方」が確定する前の平成 17 年 7 月 22 日に開催されている。これは、候補団体への説明が、公募しない理由が確定する前に行われたことを意味する。本来、候補団体への説明会等は、公募としないことが決定された上で行われるべきものであり、このような観点から、今回の取扱いについては、手続上の不備があったと解される。</p> <p>この点に関し、担当課としては、「推薦する基本的な考え方」について、議事録上いつの日に確定したかを示す明確な記録がないものの、選考会議中での審議過程において出席者からの同意は得られたとの認識から選考手続を遂行した。最終的な確定は、平成 17 年 11 月 8 日の区長への保健福祉部指定管理者選考会議報告書の提出によると考えている。また、今回の特別養護老人ホームに係る指定管理者制度の移行については、平成 18 年 4 月より指定管理者制度に移行することが望ましいのではないかとし、区は、既に指定管理者制度に移行した他の前例実績に基づき、指定</p> | | <p>特別養護老人ホームは、利用者に日々人的サービスを提供する福祉施設の性格から、利用者の安定的な処遇体制の確立を図ることが、指定管理者制度に移行する際のもっとも重要な要素と考え、この点を最重点に置き選考を進めてきたところである。これまでの管理委託の実績を踏まえ、経営の安定性と区との信頼関係を考慮し、公募しないで選考することとしたものである。</p> <p>手続上の不備であるとの指摘に関しては、選考手続であることの認識は有していたが、議事録として記録に不備があった点は反省している。選考会儀としては「推薦する基本的な考え方」を先に確定し、その考えに基づき手続を進めてきたものと理解している。</p> <p>今後は、慎重な運営を行うように努める。</p> | |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

管理者告示後協定締結までの期間として3ヶ月間を見込み、平成 17 年度内に事務手続を急ぎ遂行した。そのため、文書による記録を残すべき事項について全て記録が残っている状況にあるとは言い難い。」という説明を受けた。

これらの状況に関し、止むを得ない状況であった点について一定の理解を示せるものの、特に、公募しない理由を明らかにされている「推薦する基本的な考え方」の確定については、選考手続上も重要な手続でもあること、条例改正前に手続を遂行しなければならなかった状況を勘案し、選考会議の席上、議案として承認を行い、その事実を議事録に記録として明確に記載すると共にその後、候補団体への説明を行うべきであったと考える。

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO12 | I 園計上の受託収入と区の委託料の整合性 | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|----------------------|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>委託契約書上の委託料とI園独自の予算（委託料）の違いは最大で10%あり、委託契約書上の委託料の一部は本部保留分として本部に計上されている。</p> <p>そして、委託契約書上の委託料はI園独自の予算を特養・短期・通所合計で約22百万円上回っており、法人全体の剰余金の源泉になっている。</p> <p>“大田区立特別養護老人ホーム（介護福祉施設サービス・短期入所生活介護）及び高齢者在宅サービスセンター（通所介護）管理運営委託契約書”第10条第2項によれば、I園は予算編成を行うに当たっては、事前に区と協議しなければならないが、本協議が有効に行われているとは判断しがたい。</p> <p>また、同管理運営委託契約書第10条第4項で提出を求められている事業活動収支内訳書・資金収支計算書の委託料が受託契約書の委託料と異なることに對し、区はその原因を把握し、施設毎の必要額をより正確に契約に反映させなければならない。</p> | | <p>I園が独自に予算を編成した場合は、平成19年度の年度協定書第8条第4号にある「当該事業に予算編成を行う場合」の事前協議事項を徹底させ、編成後のI園の予算を的確に把握できる体制をつくる。なお、平成18年度のI園決算書によれば、本部保留分の扱いはなかった。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO15 | 保険給付・使用料請求のイレギュラーケース対応について | 部課名 |
|---|----------------------------|---|
| | | 保健福祉部高齢事業課 |
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>(1) サンプルとした 23 件をチェックした。うち 8 件(使用料の請求漏れ等 4 件、国保連への請求漏れ 2 件、その他 2 件)については事後処理が不適切である。</p> <p>a. 事務処理全般が担当者に任されており、管理職の関与が不十分である。今回対象としたイレギュラーケースも含め、担当者の処理を管理職が継続的にフォローする体制が必要である。</p> <p>b. 利用者の生年月日が誤っていたため、国保連から確認を求められたケースが 2 件あった。生年月日は基本となる情報であり、基本情報をインプットする精度の向上が必要である。</p> <p>c. 上記のうち 1 件は平成 15 年の国保連への請求が誤っており、その修正が平成 17 年に行われたが、その際必要であった使用料の修正が未済のケースである。他にも処理が遅れているケースがあり、迅速な処理に向け組織的なチェック体制が必要である。</p> <p>(2) 上記(1)で指摘した施設での事後処理が不適切なケースについて、区でチェックする体制がなくそのまま放置され、区の収入として計上されていない場合がある。区は施設と連繋して上記のようなイレギュラーケースについての対応方法を決め、区が処理状況をフォローしていくことが必要である。</p> | | <p>I 園において経営改善検討部会を立ち上げ、給付請求に対する網羅的対応が 10 月までに可能になるよう検討しているところである。平成 19 年度中に、全施設で介護保険の請求が、適正に行われているかを確認するため、区の指導の下に I 園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO19 | 平成 17 年度の使用料の納入通知について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|-----------------------|--|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>納入通知は請求書の役割を担うものであるが、従来から使用料の計算・利用者への請求はI園の担当者が実施しており、区が行うべき納入通知は行われていないと判断される。</p> <p>平成 18 年度は収納事務委託から徴収事務委託に変更された（大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する基本契約書第 4 条第 1 項 6 号）。徴収は、歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為であり、平成 18 年度からはI園の請求が納入通知と認められることになるが、平成 17 年度は納入通知が欠けており、区の債権としては適法に確定されてはいない状態と考えられる（平成 16 年度以前も同じ）。</p> | | <p>平成 17 年度以前は、納入通知に代わるものとして、施設と利用者の契約書の中にある単価表 施設に張り出されている単価表があり、掲示等で納入通知をするということで、副収入役に協議を行うべきものであった。今後は、区の債権として適正に対処する。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO20 | 平成 12 年度から平成 16 年度の未収金（未納金）の処理について | 部課名 |
|---|------------------------------------|--|
| | | 保健福祉部高齢事業課 |
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>区の使用料徴収に関する会計事務処理においては、調定に基づく納入通知書の発行が原則であるが、対象となった平成 12 年度～16 年度の使用料未収金は区が行うべき納入通知書が納入義務者に発行されていない。</p> <p>平成 12 年度に介護保険サービスに移行した結果、毎月の利用者負担額がサービス量によって変動し、また利用者負担額の確定が、サービス提供月の翌月になるという使用料としては、特異な形態となった。</p> <p>このため、使用料の受け入れの原則であった、サービス利用前の歳入調定及び納入通知書の発行が不可能となり、迅速かつ円滑な収納事務を行う観点から、I 園に収納事務委託し、区として事後調定により I 園から収納金を受け入れてきたことによる。</p> <p>但し、I 園は調定及び納入通知があった区の収入を受け入れる収納事務委託者に過ぎず使用料未収金を肩代わりする立場にはない。</p> <p>I 園から入金がなされたことにつき、区は I 園からの支払申出書及び“介護報酬に基づく利用者負担金（平成 12 年度～平成 16 年度）の収納について”との文書で処理しているが、未収入金処理に関する区と I 園との役割分担について、十分な協議に基づいた明確な体制づくりがなされていなかったことに起因していると考えられる。十分な協議による体制等を構築されたい。</p> | | <p>未納金処理について、区及び I 園においてマニュアルと取扱要綱を作成し、区の指導の下、平成 19 年 7 月から未納金対応事務を実施している。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 2 1 | 使用料等の区への納付状況について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|------------------|--|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>各施設は当該金額を利用者から収入しているが、区に支払われておらず、施設の収入として処理されている。区の見解は、“各施設が収納した食材料費を区が歳入しても、その分は区からの委託料に上積みされ、結局施設に全額戻ることになっていた。このような金銭の流れを簡略化し、利用した人数分だけの食材料費を業者に渡すようにするため、区の歳入とせず、収納した食材料費を施設から直接給食業者に支払っていた”とするものである。</p> <p>しかし、施行規則で定めた処理を実務的な理由から平成 17 年 9 月末日までの制度による食材料実費について適用しないということは適切ではない。施行規則に厳格に適用すべきである。</p> | | <p>本来、区が食材費を委託料として I 園に支払い、I 園からその分を区の歳入として計上すべきものであった。今後は、大田区立特別養護老人ホーム条例、大田区立高齢者在宅サービスセンター条例及び各施行規則に基づいて適切に対応していく。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 2 3 | 介護保険の基準外サービスの受領について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|--|-------------------|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>現在、区では介護福祉施設契約書第 6 条第 3 項に規定する実費徴収を認める規定がないことから、この徴収は基本契約書第 7 条 4 項に反している。区で適切な規程を作成する等対応すべきである。</p> | <p>基本協定書第 7 条 4 項の「甲が別に定める金品」として、区が金品について規程をし、I 園が適切に実費徴収の処理を行うよう指導していく。</p> <p style="text-align: right;">(平成 19 年度中)</p> | |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 25 | 福祉サービス第三者評価に係る補助金について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|-----------------------|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>交付要綱“ 2 補助対象事業 ”によれば、「補助対象となる事業は、・・・福祉サービス第三者評価受審事業とする。」としている。</p> <p>そして、福祉サービス第三者評価とは、「事業者及び利用者以外の第三者の評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することをいう。(実施要綱2 定義)」であり、事業者とは、「福祉サービス提供事業者」を指している(実施要綱1 目的)。</p> <p>従って、本補助金の対象は、福祉サービス提供事業者が第三者の評価機関と契約を締結することが必要である。</p> <p>区立特養系施設・区立在宅系施設は区が福祉サービス提供事業者として責任を負っており(参考参照) I園・T会は区から管理受託者(平成18年度は指定管理者)として運営を受託している立場であり、区立施設については福祉サービス提供事業者には該当しない。従ってI園・T会への補助金交付は、区が福祉サービス提供事業者であるという解釈を前提にする以上、実施要綱・交付要綱の要件に該当しないことになる。</p> <p>なお、本件は要綱による補助金支出の妥当性のみを対象としており、福祉サービス第三者評価自体の適否を対象とするものではない。</p> | | <p>指定管理者が、自律的に、受託事業のサービス向上を行うことを促すために、指定管理者に対して、第三者評価受審補助金を支出してきた。</p> <p>平成20年度以降は、区が受審主体であることを明確にした上で、指定管理者に対し受審事務に係る手続きを委託し、委託料を支払うこととする。</p> <p>なお、東京都からの第三者評価に係る補助金受け入れについては、区が受審主体であることから、引き続き都の補助金を受け入れることが可能となっている。</p> <p>(平成19年度中に決定)</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 29 | I 園に対する業務の I 園での再委託について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|-------------------------|--|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>I 園において、物品貸与条項がない施設の契約については、早急に変更契約を締結すべきである。</p> | | <p>平成 19 年度契約分から区の指導の下、I 園が再委託先との物品貸与契約を締結し、適切に対応している。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO30 | I 園の契約に係る規程について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|-----------------|--|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>現状の規程は、随意契約の適用の解釈に疑義が生じる可能性が高い。合理的な理由について、工事の種類による金額基準のみではなく、実態を考慮して合理的な理由を検討されたい。</p> <p>なお、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 12 年 2 月 17 日 社援施第 6 号課長通知)によれば、随意契約とする合理的な理由として、以下のものが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 競争入札にすることが不利と認められる場合 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みにある場合 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 落札者が契約を締結しない場合 | | <p>区の指導の下、I 園において随意契約とする合理的な理由を上げた経理規程の見直しを行い、平成 19 年度中に施行する予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 1 | I 園の業務委託費（再委託の業務委託費）について 1) 宿日直業務について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|--|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>関係部門の審議・協議について、明確な区分もなく、参加者にもばらつきがある。審議、協議の手続を明確にし、法人全体として統一した処理をすべきである。</p> <p>起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするもので、必ず記載の有無をチェックされたい。</p> <p>相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。</p> | | <p>区の指導の下、平成 19 年度の主要な業務委託契約について、I 園本部が施設別比較表を作成し、各施設の契約時における比較検討資料として活用する予定である。</p> <p>また、決定に関する職種、役職及び相見積もり等についても、I 園の規程に併せて検討していく。</p> <p>平成 19 年度中に、全施設の契約決定等が適正に行われているかを確認するため、区の指導においてI 園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 1 | I 園の業務委託費（再委託の業務委託費）について 2）清掃業務について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|--|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするものですので、必ず記載の有無をチェックされたい。</p> <p>相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。</p> <p>選定委員会の位置づけを明確にし、開催の要否を明確にすべきである。</p> | | <p>区の指導の下、決定に関する職種、役職及び相見積もり等について、I 園の規程に併せて検討しているところである。また、選定委員会については、その開催のあり方等も含めて規定する予定である。</p> <p>平成 19 年度中に、全施設の契約決定等が適正に行われているかを確認するため、区の指導において I 園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 1 | I 園の業務委託費（再委託の業務委託費）について 3）給食業務について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|--|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>決裁金額による決裁権者のチェックを徹底されたい。</p> <p>起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするものなので、必ず記載の有無をチェックされたい。</p> <p>相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。</p> <p>選定委員会の位置づけを明確にし、開催の要否を明確にすべきである。</p> | | <p>平成 19 年度中に、全施設の契約決定等が適正に行われているかを確認するため、区の指導において I 園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> <p>また、区の指導の下、決定に関する職種、役職及び相見積もり等について、I 園の規程に併せて検討している。選定委員会については、その開催のあり方等も含めて規定する予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 1 | I 園の業務委託費（再委託の業務委託費）について 4）自動車管理業務 | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|---------------------------------------|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p> 決裁権者を定める趣旨を考えれば、業者選定は 3,000 万円以上なので、理事長決裁事項である 起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするもの ですので、必ず記載の有無をチェックされたい。 相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した 処理をすべきである。 </p> | | <p> 平成 19 年度中に、全施設の契約決定等が適 正に行われているかを確認するため、区の指導 において I 園内部の検査を計画的に行う予定 である。 また、区の指導の下、決定に関する職種、 役職及び相見積もり等について、I 園の規程 に併せて検討している。 </p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 2 | 物品の棚卸について | 部課名 | |
|---|-----------|--|--|
| | | 保健福祉部高齢事業課 | |
| 監査の結果 | | 措置状況 | |
| <p>大田区からの受託物品について、棚卸をしていないので台帳と現物に差異があってもわからない。I 園所有の物品と同様に棚卸方法を検討の上施設別に実施すべきである。</p> | | <p>平成 19 年 7 月現在、在宅サービスセンター 2 か所と特別養護老人ホーム 1 か所の棚卸を区がマニュアルを作成し、区の指導の下、実施済である。以後、順次実施する予定である。</p> | |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 3 | 区に対する物品の購入又は廃棄の報告について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|-----------------------|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>運営委託契約書第4条5項は、「I園は、購入価格2万円（消費税を含む）以上の物品の購入又は廃棄をしたときは、購入日又は廃棄の翌月10日までに、まとめて報告しなければならない」と文言を修正すべきである。</p> | | <p>平成19年度管理代行協定書において修正済である。物品の報告については、区が、毎月定期的に報告させている。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 3 4 | 小口現金管理及び立替金について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|--|-----------------|---|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>現金出納は、日々すべきものであるので、経理規程どおり、毎日現金残高と帳簿残高の一致を確認されたい。</p> <p>小口現金の残高も 10 万円以下とすべきである。</p> <p>各部門連携し、適切な処理をすべきである。簿外の現金については、出所についての確証は得ることができなかったが、調査の上適切に処理すべきである。</p> | | <p>I 園において、他施設については、従前から規程の取扱を徹底してきたところであるが、今回の指導を受け、区の指導の下、全施設が小口現金等を適切に処理できるよう徹底する。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO | 項目 | 部課名 | |
|--|------------------|---|---|
| | | 課 | 係 |
| NO 35 | 利用者預かり金等管理規程について | 保健福祉部高齢事業課 | |
| 監査の結果 | | 措置状況 | |
| <p>規程を速やかに修正すべきである。また、規程改定時の確認を徹底されたい。</p> | | <p>区の指導の下、I園において専門部会を設け、預かり金制度の見直しに取りかかっているところである。併せて、規程の統一、改正も検討しており、平成 19 年度に施行し、平成 20 年度から実施の予定である。</p> <p>また、平成 19 年度中に、全施設の金銭の管理状況等が適正に行われているかを確認するため、区の指導においてI園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> | |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO36 | 預かり金等の管理状況 | 部課名 |
|---|------------|--|
| | | 保健福祉部高齢事業課 |
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>特養Ⅰの“預かり金等取扱規程”に依れば、現金（日常費）は原則1万円までとし、これを超える場合は預貯金とすることとされているが（第8条）平成18年3月末では預かり金管理をしている14名中、9名が1万円を超える残高になっており、最高は856,276円である。多額の現金を預貯金とせず保管するのは、“預かり金等取扱規程”に違反している。特に856,276円が手許にあるケースでは、平成17年12月5日に預貯金から900,000円払い戻され現金管理に移され、逆に平成18年5月29日現金730,000円が預け入れられており、長期にわたって多額の現金が預け入れられずに保管されていた。</p> <p>特養Ⅰでは、上記のほか平成15年11月27日には3,500,000円の定期預金が解約され家族に送金されているが、家族からの依頼文書等は保管されていない。本ケースのような多額の預金を払い戻し、家族に送金する場合は当然家族からの依頼状等を入手保管すべきである。</p> <p>特養Ⅰの“預かり金等取扱規程”では、上記のようなケースでの対応は規定されていないが、金銭等の取扱は特に慎重を期すが必要があり、かつイレギュラーな事態が発生しやすい環境にあることから、より精緻な規程に改める必要があると判断すべきである。</p> <p>特養Ⅰと特養Ⅱでは預かり金の管理規程が異なる。区立施設として同様な対応を行うのが望ましいと判断されることから、区で統一したモデル規定を検討願いたい。</p> | | <p>区の指導の結果、利用者預かり金の取扱について、Ⅰ園が施設長会等を通じ、規程遵守の周知徹底を図った。また、Ⅰ園設置の専門部会において、今後の預かり金制度についても併せて検討しており、平成20年度から検討結果を実施の予定である。</p> <p>平成19年度中に、全施設の金銭の管理状況等が適正に行われているかを確認するため、区の指導の下、Ⅰ園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 37 | 施設入居者立替金について | 部課名 保健福祉部高齢事業課 |
|---|--------------|--|
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>立替金状況報告書における日常費は、平成 18 年 3 月までは、手書きの帳簿管理によっており、平成 18 年 4 月以降は、手書きの管理もなされていない。医療費と同様にパソコンによるデータ管理をし、事務の効率化、正確性を確保すべきである。</p> <p>また、平成 18 年 3 月の立替金状況報告書の日常費立替金についても、上長の承認がなされているが、承認は、補助簿等のデータを確認して実施すべきである。</p> <p>理論値の現金残高と実際残高の差異についても、原因分析が必要である。</p> | | <p>区の指導の結果、I 園が専門部会を設け、預かり金制度の見直しと併せて施設入居者立替金について検討しており、平成 20 年度から実施を予定している。平成 19 年度中に、全施設の金銭の管理状況等が適正に行われているかを確認するため、区の指導の下、I 園内部の検査を計画的に行う予定である。</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO39 | ライフタワーの日常管理状況及び使用についての知識 習得等について | 部課名 |
|--|-------------------------------------|--|
| | | 保健福祉部高齢事業課 |
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>各施設では、消防訓練等も行われているが、現実として、上記「ライフタワー」へのアンケートによると、平常時に利用者が使用して外に出してしまう危険性あり、災害時に使用方法を職員が知らない、災害時の入居者利用者及び誘導の仕方の確認不足（当該「ライフタワー」をどういう場合に使用するのかも含む）等の意見が散見され、この状況から判断すると、使用を間違えば思わぬ事故も考えられる。</p> <p>各施設の消防計画等に定めている「ライフタワー」の利用環境整備及び平常時の施錠点検、災害時「ライフタワー」を使用する場合の使用の仕方等知識習得、職員の高齢者誘導の仕方などを徹底するよう指導されたい。</p> | | <p>I園において、各施設の防災計画を全職員が熟知し、そのマニュアルの役割について再確認するよう指導している。区はI園に対し、設備の状況確認を行い、誘導方法の指導及び訓練を定期的に行い、全職員が的確に利用者等の誘導ができる体制作りを進めるよう依頼している。また、区は、その訓練結果の分析を行い、更なる改善の支援に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（平成 19 年度中）</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 5 1 | 高齢者生きがい通所事業の対象者等について | 部課名 |
|---|----------------------|---|
| | | 保健福祉部高齢事業課 |
| 監査の結果 | | 措置状況 |
| <p>上記の“原則週2日の通所が認められる運用”は平成12年3月16日の課長決定に依って行われている。要綱第12条では要綱に定めるもののほかは、必要な事項は保健福祉部長が定めることとされており、原則“週2日の通所”については年間の委託料に大きな影響がある点であるが、適切な権限者による決定が行われていないので善処されたい。</p> | | <p>原則“週2日の通所”について規程した「高齢者生きがい通所事業実施要綱の運用に関する基準」を部長決定により作成した。 (平成19年3月)</p> |
| <p>(1)平成17年度前期の大田北行政センターでの決定者(13名)の申請書に基づく審査には、不十分な点が認められるので、改善が必要である。主な原因は“生活機能低下又は虚弱等で自宅に引きこもりがち”との要件について、その具体的な内容を示す基準が存在しないことであると考えられる。</p> | | <p>“生活機能低下又は虚弱等で自宅に引きこもりがち”との要件を具体的に示した「高齢者生きがい通所事業実施要綱の運用に関する基準」を策定し、要綱及び基準に沿って更新処理をするよう各地域行政センターに通知済みである。 (平成19年3月)</p> |

平成 18 年度包括外部監査 【監査の結果】についての措置状況

| NO 5 4 | 建物の登記について | 部課名 | |
|--|-----------|---|--|
| | | 経営管理部経理管財課 | |
| 監査の結果 | | 措置状況 | |
| <p>大田区公有財産管理規則第 15 条では、「登記または登録ができる財産を取得したときは、速やかにその手続をしなければならない」とされている。例外的な取扱いについては、規則で明確にすべきである。</p> | | <p>大田区公有財産管理規則第 15 条を下記のように改正し、例外的な取扱いについて規則で明確にした。</p> <p>「登記又は登録ができる財産を買入れ、交換、寄付その他の方法により取得したときは、速やかにその手続をしなければならない。ただし、登記又は登録をする必要がないと認められる場合は、これを省略することができる。」</p> <p>同条は、公布日（平成 19 年 2 月 9 日）から施行された。</p> | |